

小松市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】 R8.7月

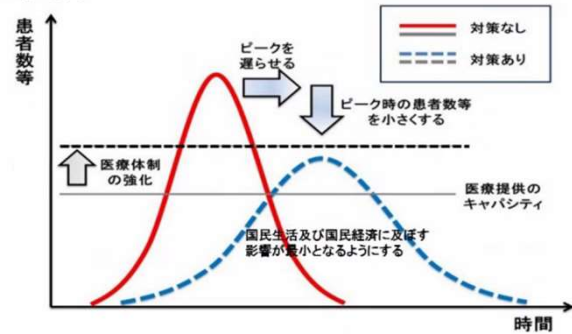
1. 対策のイメージと目的

感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、
医療体制のひっ迫を防ぐ

目的

- 市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

＜対策の概念図＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
(まん延防止に関するガイドライン)

2. 根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第8条

国、県行動計画改定を踏まえ、市計画も全面的な改定を実施。

3. 対象疾患

01 新型インフルエンザ等感染症

新型コロナウイルス感染症はここに分類される

02 指定感染症

疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがある既知の感染症

03 新感染症

疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがある既知の感染症と明らかに異なる感染症

4. 本計画のポイント

○平時からの備え

- ・発生時に行うべき対策を関係者と共有し、必要な準備（体制 手順 資材・機材等）をしておく
- ・有事の想定シナリオに基づく体制整備、訓練を行う
- ・幅広い人材を対象とした訓練や研修などを通じ、人材育成を行い対応力を強化する

○感染拡大防止と社会活動のバランス

- ・根拠や発生状況を踏まえたリスク評価を前提に、適切なタイミングで対策を切り替える
- ・医療状況の負荷と市民生活・地域経済を総合的に判断し、必要な対策を選択
- ・影響が大きい対策を行う際には、内容と根拠をわかりやすく発信し、理解と協力を得る

○情報提供・リスクコミュニケーション※の強化

- ・市と市民が双方向で情報共有し、不安や混乱を軽減しながら適切な行動につなげる
- ・偽・誤情報への対応をし、科学的知見に基づく正確な情報を提供する
- ・感染者や医療関係者及びその家族等に対す偏見や差別を防止し、人権を守る
- ・高齢者やこども、外国人等への適切な配慮をした情報を提供する
- ・様々な年代の市民に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する

○感染症危機下の災害対応

- ・感染症が発生している中での災害対応についても想定し、防災備蓄や避難所の確保を進める
- ・県と自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える

※リスクコミュニケーション：市民とリスクを共有し、適切な行動につなげる双方向の情報のやりとり

5. 段階別の対応

市行動計画の目的を達成するため、7項目を主な対策項目とし、段階に応じた取り組みを行う。

対策項目	準備期（平時）	初動期（海外発生）	対応期（国内発生）
①実施体制	役割分担、指揮命令系統、業務継続を整理し、訓練や研修で初動体制を強化する。	国、県の動きに応じて市対策本部の設置を検討し、全庁的な体制強化と予算確保を進める。	長期対応を見据え、ローテーション・応援体制等で持続可能な実施体制を維持し、状況に応じて見直す。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症の基本情報と感染対策を継続発信し、発生時の情報共有の媒体、配慮、手順を整備する。下水モニタリングで得た知見と体制を活用していく。	科学的知見に基づく情報を迅速・一体的に発信し、Q&Aや相談対応で双方向のやり取りを確保する。様々な年代の市民に応じた情報発信を工夫する。	リスク評価に応じた対策の変更点と理由を分かりやすく説明し、偏見・差別や偽・誤情報への対処も継続する。
③まん延防止	基本的感染対策の普及と、有事に必要な対策の周知・理解促進を行い、参考指標等の情報を整理する。	まん延防止措置を円滑に実施できる体制を整える。	国、県の方針に基づき、必要に応じた行動要請や公共施設対応等を行い、接触機会の低減を図る。
④ワクチン	接種会場、人員、資材等の確保方針を整理し、医師会等と連携して訓練を行い、円滑な接種体制を準備する。	国の供給方針や対象者等の情報に基づき、接種体制の準備と会場・従事者の確保を進める。	供給状況に応じて接種を実施・調整し、副反応情報や救済制度の周知、必要時の会場拡充等を行う。
⑤保健	県・保健所等と連携し、相談・健康観察への協力体制を整備する。市民への情報提供・共有の体制を構築する。	市民に向けて国内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを減らす。	県と連携し、健康観察や生活支援（物品支給等）に協力する。感染拡大時にとるべき行動などの対策を市民に共有する。
⑥物資	感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する。 （災害備蓄との兼用可）	必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、不足分を確保する。供給物資を適切に保管・配分し、関係機関と相互融通を図る。	
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	情報共有体制と支援手続（DX含む）を整備し、事業継続の準備を周知するとともに、要配慮者支援・火葬体制・必要物資備蓄等の準備を進める。	生活関連物資の適正購入等の呼びかけや、県を通じての国からの要請を受け、臨時安置施設の開設準備等を行う。	心身の影響への施策、要配慮者の生活支援、物価・供給の安定、事業者支援、火葬・安置体制を運用する。

複数の対策項目に共通して考慮すべき事項は下記のとおり。国、県や関係機関との連携を通じての推進が重要である。

複数の対策項目に共通する横断的な視点

人材育成

研修・訓練で対応力を高め、対応できる人材を増やす。

関係機関との連携

国・県・近隣自治体・関係機関と平時から情報共有・訓練等で連携体制を強化する。

DX推進

情報収集・共有・分析の基盤整備や、県や国との連携の円滑化を図り、迅速な対応につなげる。